

都市計画法に基づく開発許可申請等の手引」の一部改正（令和 7 年 4 月 1 日施行） 新旧対照表

改正前				改正後（案）				備考
【表紙】 都市計画法に基づく開発許可申請等の手引 令和4年10月 京都府建設交通部建築指導課 ※令和4年10月1日以降は本手引に基づき申請等を行ってください。				【表紙】 都市計画法に基づく開発許可申請等の手引 令和7年4月 京都府建設交通部建築指導課 ※令和7年4月1日以降は本手引に基づき申請等を行ってください。				発行日の時点修正
【42 ページ】（工事廃止の届出） （前略）				【42 ページ】（工事廃止の届出） （前略）				添付書類の明確化
添付 順序	図書の名称	作成に当たっての 注意事項	様 式	添付 順序	図書の名称	作成に当たっての 注意事項	様 式	
1	略			1	略			
2	その他知事が 必要と認める 図書	・許可条件又は協議成立条件の措置（既存の公共施設等の機能回復、付近に災害を及ぼさないための適切な措置）が講じられているか確認する必要があるため、土木事務所建築住宅課の指示に従うこと。		2	その他知事が 必要と認める 図書	・開発行為に関する工事に着手済みである場合は、許可又は協議の条件の措置（工事によってそこなわれた既存の公共施設等の機能を回復するための措置や付近に災害を及ぼさないための適切な措置等）が講じられ		

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

建築基準法に基づく建築確認を申請するため、開発許可等を受けた計画について規則第 60 条の適合証明書（<u>区画証明書</u>）を申請される場合に必要の図書は次のとおりです。 <u>開発許可又は開発行為の協議が成立した区画であることの証明については、完了公告の直後に当該区画について初めて申請を行う初回交付の場合と、既に証明済みの区画について再度申請を行う再交付の場合とでは、必要図書が異なりますので注意してください。</u> 申請図書は、<u>申請地を所管する土木事務所長による許可又は協議成立したもの</u>の場合は申請地を所管する土木事務所の建築住宅課に、<u>それ以外の場合は建設交通部建築指導課開発指導係に提出してください。</u> 提出部数は正本及び副本の 2 部です。（副本については証明願以外の図書を省略することができます。） また、併せて『実務』第 11 章第 2 節を参照ください。 ◇ <u>区画証明書申請</u>の必要図書 （中略） ● <u>証明願</u> （中略） 「<u>開発区域に含まれる地域の名称</u>」 （中略） 「<u>予定建築物の用途</u>」 （以下略）	建築基準法に基づく建築確認の申請又は畜舎特例法に基づく畜舎建築利用計画の認定のため、開発許可等を受けた計画について規則第 60 条の適合証明書（<u>区画証明書、許可不要証明書等</u>）を申請される場合に必要の図書は次のとおりです。 <u>必要図書は、証明内容（区画証明の初回交付、同証明の再交付、許可不要証明（法第 29 条第 1 項若しくは第 2 項、第 35 条の 2 第 1 項、第 42 条又は第 43 条第 1 項の許可を受ける必要がないことの証明。以下同。））、その他証明）により異なりますので注意してください。</u> 申請図書は、<u>土木事務所長が許可したことを証明するもの、又は法第 53 条以外の許可不要証明のうち市街化調整区域以外若しくは区域の面積が 1 ha 未満等のものは申請地を所管する土木事務所の建築住宅課に、法第 53 条第 1 項の規定に適合していることを証明するものは都市計画課地域整備係に、証明内容が前記以外のものは建設交通部建築指導課開発指導係に提出してください。</u> 提出部数は正本及び副本の 2 部です。（副本については証明願以外の図書を省略可） また、併せて『実務』第 8 章第 3 節を参照ください。 ◇ <u>区画証明申請</u>の必要図書 （中略） ● <u>申請書</u> （中略） 「<u>申請に係る土地又は予定建築物等の所在地</u>」 （中略） 「<u>予定建築物等の用途</u>」 （以下略）	字句修正 証明対象の拡大（許可不要証明等） 都市計画法施行規則別記第 21 号様式の改正
--	---	---

【61 ページ】（規則 60 条証明） <再交付の場合> <table><tr><td>添付 順序</td><td>図書の名称</td><td>作成に当たっての 注意事項</td><td>様 式</td></tr><tr><td>1</td><td>証明願</td><td>(略)</td><td>有</td></tr></table> (以下略)	添付 順序	図書の名称	作成に当たっての 注意事項	様 式	1	証明願	(略)	有	【61 ページ】（規則 60 条証明） <再交付の場合> <table><tr><td>添付 順序</td><td>図書の名称</td><td>作成に当たっての 注意事項</td><td>様 式</td></tr><tr><td>1</td><td>申請書</td><td>(略)</td><td>有</td></tr></table> (以下略)	添付 順序	図書の名称	作成に当たっての 注意事項	様 式	1	申請書	(略)	有	都市計画法施行規則別記第 21号様式の改正
添付 順序	図書の名称	作成に当たっての 注意事項	様 式															
1	証明願	(略)	有															
添付 順序	図書の名称	作成に当たっての 注意事項	様 式															
1	申請書	(略)	有															
【62 ページ】（規則 60 条証明） (新設)	【62 ページ】（規則 60 条証明） ◇ 許可不要証明申請の必要図書 <table><tr><td>添付 順序</td><td>図書の名称</td><td>作成に当たっての 注意事項</td><td>様 式</td></tr><tr><td>1</td><td>申請書</td><td> ・手数料は、京都府手数料徴収条例施行規則の定めるところにより納付の上、納付したことがわかるものを添付等すること。 ・申請者が法人である場合は、法人の名称及び代表者の氏名を記入 ・副本は訂正不可 </td><td>有</td></tr><tr><td>2</td><td>委任状</td><td> ・委任内容及び申請地の全ての地名地番を明記 </td><td>有</td></tr><tr><td>3</td><td>付近見取図</td><td> ・現況が分かるものとする ・現況写真の撮影方向(番号を付す) </td><td></td></tr></table>	添付 順序	図書の名称	作成に当たっての 注意事項	様 式	1	申請書	・手数料は、京都府手数料徴収条例施行規則の定めるところにより納付の上、納付したことがわかるものを添付等すること。 ・申請者が法人である場合は、法人の名称及び代表者の氏名を記入 ・副本は訂正不可	有	2	委任状	・委任内容及び申請地の全ての地名地番を明記	有	3	付近見取図	・現況が分かるものとする ・現況写真の撮影方向(番号を付す)		証明対象の拡大（許可不要証明等）
添付 順序	図書の名称	作成に当たっての 注意事項	様 式															
1	申請書	・手数料は、京都府手数料徴収条例施行規則の定めるところにより納付の上、納付したことがわかるものを添付等すること。 ・申請者が法人である場合は、法人の名称及び代表者の氏名を記入 ・副本は訂正不可	有															
2	委任状	・委任内容及び申請地の全ての地名地番を明記	有															
3	付近見取図	・現況が分かるものとする ・現況写真の撮影方向(番号を付す)																

			を記入		
	<u>4</u>	<u>造成計画平面図（建築等の場合は不要）</u>	・切土又は盛土をする土地の部分（切土は黄色に、盛土は緑色に着色）		
	<u>5</u>	<u>配置図、建築物の平面図</u>	・建築確認申請書に添付予定のものとする ・平面図には求積表に敷地面積、建築面積、延べ面積、各階床面積、建蔽率及び容積率の計算式並びに計算結果を記入		
	<u>6</u>	<u>土地登記事項証明書及び公図</u>	・法務局が交付する申請地の現在の登記事項証明書を添付		
	<u>7</u>	<u>現況写真</u>	・撮影年月日を記入し、撮影者が記名 ・付近見取図に記入の撮影方向の番号を付す		
	<u>8</u>	<u>その他知事が必要と認める図書</u>	・法第 29 条第 1 項各号、法第 43 条第 1 項各号に該当することが確認でき		

		る書類等	
◇ その他証明申請の必要図書			
<u>添付 順序</u>	<u>図書の名称</u>	<u>作成に当たっての 注意事項</u>	<u>様 式</u>
1	申請書	・法第 53 条第 1 項 の規定に適合して いることの証明を 求める場合は細則 別記第 21 号の 2 様 式を、それ以外の 場合は細則別記第 21 号様式を使用 ・手数料は、京都 府手数料徴収条例 施行規則の定める ところにより納付 の上、納付したこ とがわかるものを 添付等すること。 ・別記第 21 号様式 による申請は、証 明区分欄について 該当する区分を丸 で囲む ・別記第 21 号の 2 様式による申請は 、新築、増築、改 築又は移転の別欄	有

【68 ページ】（受付窓口一覧） 25 開発許可申請等受付窓口一覧 （令和2年4月1日現在） （以下略）	【68 ページ】（受付窓口一覧） 25 開発許可申請等受付窓口一覧 （令和7年4月1日現在） （以下略）	基準日の更新
【目次】 （前略） 21 規則第 60 条の適合証明（<u>区画証明書</u>）の申請について （以下略）	【目次】 （前略） 21 規則第 60 条の適合証明（<u>区画証明、許可不要証明等</u>）の申請について （以下略）	証明対象の拡大（許可不要証明等）